

日之影町農業委員会 第11回総会

開催日時 : 令和6年5月28日(火) 午後4時開会

開催場所 : 役場 防災会議室

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
 工藤 昭一 矢通 広信 佐藤 陽子 一水 秀樹
 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美 押方 徹
 中川 今朝久 大村 直登

欠席委員 : 山本 英二 甲斐 秀人

議事日程 : ① 議案第35号

 「農用地利用集積等促進計画の要請について」

② 議案第36号

 「農用地利用集積等促進計画の要請について」

③議案第37号

 「農地法第3条の規定による許可申請について」

④議案第38号

 「農地法第3条の規定による許可申請について」

議長	<p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 8番 矢通 広信 委員、2番 松本 貴美子 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。</p> <p>議案第35号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案第35号朗読・説明)
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>現地については、5月9日に確認しました。 出し手のさん〇〇は〇〇集落にお住まいの82歳です。 公社からの受け手の〇〇さんは、〇〇集落にお住まいの67歳で、主に水稻を作付けされています。 場所は、〇〇公民館の近くになります。 今回、公社から〇〇さんへの使用賃借契約が切れるため、更新をするための審議になります。 ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p>
議長	<p>今回の申請地の周辺地の所有者はどなたになりますか。</p>
事務局	<p>〇〇番は〇〇さんになりますが、その他の農地は別の方になります。</p>
議長	<p>その農地はだれか借りているのですか。</p>
事務局	<p>この〇〇さんの農地は隣の農地の〇〇さんが借りられています。 他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)</p>
事務局	<p>これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第35号「農用地利用集積等促進計画の要請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第35号は、申請のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第36号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案第36号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 現地については、5月9日に確認しました。
出し手の〇〇さんは〇〇にお住まいの54歳です。
公社からの受け手の〇〇さんは、〇〇集落にお住まいの76歳で、主に水稻を作付けされています。
場所は、〇〇公民館の近くになります。
今回、公社から〇〇さんへの使用賃貸契約が切れるため、更新をするための審議になります。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

議長 今回の申請地以外の農地はどなたが管理されているのですか。

事務局 自身で管理されている農地もありますが、〇〇さんや〇〇さんに貸されている農地もあります。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第36号「農用地利用集積等促進計画の要請について」、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第36号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第37号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と5月9日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは、〇〇集落にお住まいの66歳です。
譲受人の〇〇さんは48歳、〇〇集落にお住まいで、主に水稻を作付けされています。
場所は、〇〇公民館の近くになります。
以前より土地の交換を行っており、〇〇さんが管理をしていましたが、登記が終わっていなかったようです。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 譲渡人と譲受人はどのような関係になるのですか。無償移転のようですが。

担当委員

以前より農地と山林の交換を行っており、〇〇さんが管理されてきました。ただ、登記が終わっていなかったため、今回申請したようです。

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第37号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案第38号朗読・説明)

議長

以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員

現地については、事務局と5月16日に確認しました。

譲渡人の〇〇さんは、〇〇集落にお住まいの66歳です。

譲受人の〇〇さんは77歳、〇〇集落にお住まいで、主にきんかん、水稻を作付けされています。

場所は、〇〇公民館の近くのきんかんハウスになります。

以前より、〇〇さんがきんかんハウスの一部として使用しており、今回の申請になったようです。

ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第38号は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。

第10回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。ありがとうございました。